

令和5年度 スマート介護施設モデル事業者募集要項

1 目的

急速に進む高齢化によって介護需要が高まる一方、人口減少から介護人材の大幅な不足が見込まれており、介護施設における生産性の向上は喫緊の課題となっている。

介護施設においては、業務を全面的に見直し、介護ロボットやICTなどのテクノロジーを効果的に活用して、介護の質の向上を図るとともに、介護業務の負担軽減や働きやすい職場環境づくりを進めていくことが求められる。

こうしたことを同時に実現し、今後の本県のモデルとなる介護施設の姿を示し、他の施設に普及させていくことを目的に当事業を実施する。

2 事業内容（時期については、予定）

モデル事業者は、県が業務委託するコンサルタントの協力のもと、以下の内容を実施する。なお、本事業におけるコンサルタントの費用については、県が負担する。

（1）課題分析【7月～8月】

コンサルタントと協議を行い、課題分析を実施すること。

（2）業務改善策の検討【8月～10月】

課題に対する業務改善計画を策定すること。

（3）業務改善策の遂行【10月～1月】

業務改善計画に基づき、業務改善策を遂行すること。介護ロボット及びICTの導入にかかる費用についてはモデル事業者の負担とするが、「埼玉県介護ロボット普及促進事業費等補助金交付要綱」及び「埼玉県介護サービス事業所ICT導入支援モデル事業補助金交付要綱」に基づき、県がその一部を補助する。

（4）効果検証・報告【11月～2月】

業務改善策の効果について検証を行い、別途定める報告書により報告すること。

（5）施設見学会の開催【随時】

県内の介護サービス事業者等が実際の現場を見学し、課題分析、業務改善等の方法について見識を得られるよう、施設見学会を開催すること。

（6）成果報告会への参加【3月】

県が開催する成果報告会に出席し、講演を行うこと。

3 事業実施期間

本事業の実施期間は、モデル事業者選定の日から令和6年3月末までとする。

4 募集事業所及び募集数

介護保険法に基づく指定又は許可を受けた、埼玉県内に所在する事業者
認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介
護 2施設

5 応募資格

4の事業所を運営し、かつ2の「事業内容」を実施できること。

6 提出書類

本事業に応募する者は、以下の書類正本1部を提出すること。

なお、申請に必要な経費は申請者の負担とする。

(1) モデル施設指定申請書

ア モデル施設指定申請書（様式1）

イ 事業計画書（様式2）

(2) 事業者概要

ア 法人定款

イ 直近2か年の法人決算書の写し

ウ 建物平面図

エ その他（組織図、パンフレット等）

(3) 提出期限

令和5年6月9日（金）17時00分 必着

(4) 提出方法

電子メール

(5) 提出先

埼玉県 福祉部 高齢者福祉課 施設・事業者指導担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

e-mail : a3240-22@pref.saitama.lg.jp

7 選考方法

(1) モデル事業者の選定

モデル事業者の決定に当たっては①書面審査②プレゼンテーション審査を実施する。なお、過去に県が実施した介護ロボット及びICT導入支援に関するモデル事業者に選定された事業者を優先的に選定する。

①書面審査

(2)に示す審査項目のほか、地域バランス等を含めて総合的に判断する。

選定結果については、全ての応募者に書面で通知する。

②プレゼンテーション審査

事業計画等について、プレゼンテーション審査を実施する。

(i) 審査会の実施（予定）

審査会は6月16日（予定）に実施する。詳細については、書面審査を通過した者に後日文書で連絡する。

(ii) 出席者等

審査会に出席できる人数は、各申請者2名以内とする。審査に要する時間は、1者当たり20分を限度とし、申請者による事業説明後、質疑を行う。

(2) 審査項目

- ア 事業を実施する上で十分な組織体制であること。
- イ 事業内容・事業趣旨を十分に理解していること。
- ウ 施設での取組が県内の見本となる意欲が十分であること。
- エ 介護従事者の負担軽減に資する取組を行っていること。

8 スケジュール

日 程	内 容
令和5年6月9日（金）	申請書の受付期限
令和5年6月16日（金）（予定）	選定審査（プレゼンテーション）
令和5年6月下旬	モデル施設の選定通知

9 申請者の失格

次のいずれかに該当する場合には、申請を受け付けないこととする。

また、モデル事業者として決定後、次のいずれかに該当することとなった場合、又は該当していたことが明らかになった場合には、その決定を取り消す。

- (1) 応募資格の各項目を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 破産等、補助対象事業の履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、申請及び事業の実施に当たり著しく信義に反する行為があった場合

10 その他

- (1) 申請は、同一事業者であっても、県内に複数の対象施設を有する場合は、それぞれの施設において申請が可能なものとする。

- (2) 施設見学会等において使用する資料に係る印刷製本費等、当事業により発生する費用は事業者の自己負担とする。
- (3) 申請書は、本事業のモデル事業者の選定以外の目的に使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (4) 提出期限を過ぎて提出された申請書は無効とする。また、提出後の差替え及び再提出は認めない。ただし、県の指示による場合はこの限りでない。

11 問合せ先

埼玉県 福祉部 高齢者福祉課 施設・事業者指導担当

住所：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話：048-830-3254

e-mail：a3240-22@pref.saitama.lg.jp